

総合評価方式の評価項目及び評価点(簡易型(Ⅱ):簡易な提案を求めるもの) 土地改良事業(土木一式工事に限る)

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評価点
技術提案	簡易な提案	発注者が指定した留意すべき項目の記載内容を評価	現場状況等を踏まえた重要な項目や独自の工夫が適切に記載されているものを優位に評価 優位と中位の中間であるものをやや優位に 現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり、一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に評価 低位と中位の中間であるものをやや低位に 指定した項目は記載されているが、工夫がないものを低位に評価 現場状況を踏まえた項目の記載がなされていないものを0点に評価	5
企業の技術力	同種工事の実績 (特に技術力を要する工事に適用)	過去15年間の同種工事の実績の有無(注1)	石川県内での同種工事の実績有り	(2)
			上記以外	0
	工事成績	石川県農林水産部、土木部において、工事成績評定要領に基づき評定を行った工事の過去3年間(1月～12月)の当該業種の全工事成績評定点の平均点(注2)	80点以上	4
			78点以上80点未満	3
			75点以上78点未満	2
			70点以上75点未満	1
			65点以上70点未満	0.5
			実績なし	0
	65点未満	-2		
	優良工事	石川県発注工事の過去2年間に受けた優良工事表彰の有無(当該業種【具体的に記述】に限る)	知事表彰1回以上または部長表彰2回以上	1
			部長表彰1回かつ所長表彰1回以上	0.75
			部長表彰1回または所長表彰2回以上	0.5
所長表彰1回			0.25	
上記以外	0			
ISO認証等 (注3)	ISO認証等の取り組み状況	ISO9001、ISO14001の両方を取得	1	
		ISO9001に加え、いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得	0.75	
		ISO9001、ISO14001のいずれかを取得	0.5	
		いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得	0.25	
上記以外	0			
配置予定技術者の技術力	同種工事の実績 (特に技術力を要する工事に適用)	過去15年間の同種工事の実績の有無	同種工事の実績有り	(1)
			上記以外	0
	技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	建設業法第15条第2号イまたはハに規定する当該業種の資格(一級国家資格又は同等以上)を有する	0.5
上記以外	0			
CPD(継続学習)	前年度のCPD(継続学習)の取組状況	各団体の推奨単位以上の取得	0.50	
		各団体の推奨単位の1/2以上 推奨単位未満の取得	0.25	
上記以外	0			
地域貢献度	災害活動	災害体制の有無	災害活動の応急工事実施体制が整っている者	1
			上記以外	0
	地域精通度 (主たる営業所の所在地かつ農林水産部発注の工事施工実績)	【県内企業のみが入札参加する場合(特定JV代表者が県内企業の場合を含む)】 当該工事が存する旧市町村管内に主たる営業所があり、かつ旧市町村管内で工事施工実績(過去15年間)がある者。 石川県内に主たる営業所がある	当該工事が存する旧土木事務所管内に主たる営業所があり、かつ旧土木事務所管内で工事施工実績(過去15年間)がある者。	2
			当該工事が存する土木総合事務所管内に主たる営業所があり、かつ土木総合事務所管内で工事施工実績(過去15年間)がある者。	1
			上記以外	0
農業への貢献	農業への貢献有り	1		
	上記以外	0		
施工体制評価	品質確保の実効性 施工体制確保の確実性	・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 ・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	30	
			上記以外	0
不正行為	談合等に関する指名停止	平成22年7月28日以降に競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して6ヶ月を経過していない場合	-2	
加算点の合計① 簡易な提案5点+技術力12(15)点+施工体制30点=47(50)点				
JV構成員補正点② Σ[各構成員補正点(5~0点)×各構成員の出資比率]				
JV評価点(①+②)				

(留意事項)

・「主たる営業所」とは、建設業許可に係る主たる営業所をいう。

・特定JV工事については、代表者により評価した上で、特定JV構成員補正を別紙7-8により行う。

・「県内企業」とは主たる営業所が県内、「県外企業」は主たる営業所が県外にあるものをいう。

ただし、県内に当該業種に係る自社製造工場を有する「県外企業(舗装、橋梁等)」は「県内企業」とみなす。

・上記表の(注)については次のとおり。

(注1) 単体または特定JV代表者の石川県内での工事実績(GORINSIに登録可能な発注者での実績)で評価する。

(注2) 単体または特定JV代表者が県外業者で石川県発注工事の受注実績がない場合は、北陸地方整備局発注工事(空港、港湾を除く) または北陸農政局の当該業種の過去3年間の平均点【当該年8月までは北陸地方整備局の前年データが公表されないため過去2年間とする】

(注3) 単体または特定JV代表者が県外業者の場合、石川県を管轄する営業所における取得の有無で評価する。

総合評価方式の評価項目及び評価点(簡易型(Ⅱ):簡易な提案を求めるもの) 土地改良事業(土木一式工事を除く)、森林土木事業

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評点	
技術提案	簡易な提案	発注者が指定した留意すべき項目の記載内容を評価	現場状況等を踏まえた重要な項目や独自の工夫が適切に記載されているものを優位に評価 優位と中位の中間であるものをやや優位に 現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり、一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に評価 低位と中位の中間であるものをやや低位に 指定した項目は記載されているが、工夫がないものを低位に評価 現場状況を踏まえた項目の記載がなされていないものを0点に評価	5	
企業の技術力	同種工事の実績 (特に技術力を要する工事に適用)	過去15年間の同種工事の実績の有無(注1)	石川県内での同種工事の実績有り	(2)	
			上記以外	0	
	工事成績	石川県農林水産部、土木部において、工事成績評定要領に基づき評定を行った工事の過去3年間(1月～12月)の当該業種の全工事成績評定点の平均点(注2)	80点以上	4	
			78点以上80点未満	3	
			75点以上78点未満	2	
			70点以上75点未満	1	
			65点以上70点未満	0.5	
			実績なし	0	
			65点未満	-2	
	優良工事	石川県発注工事の過去2年間に受けた優良工事表彰の有無(当該業種【具体的に記述】に限る)	知事表彰1回以上または部長表彰2回以上	1	
			部長表彰1回かつ所長表彰1回以上	0.75	
			部長表彰1回または所長表彰2回以上	0.5	
			所長表彰1回	0.25	
			上記以外	0	
	ISO認証等 (注3)	ISO認証等の取り組み状況	ISO9001、ISO14001の両方を取得	1	
ISO9001に加え、いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得			0.75		
ISO9001、ISO14001のいずれかを取得			0.5		
いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得			0.25		
上記以外			0		
配置予定技術者の技術力	同種工事の実績 (特に技術力を要する工事に適用)	過去15年間の同種工事の実績の有無	同種工事の実績有り	(1)	
			上記以外	0	
	技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	建設業法第15条第2号イまたはハに規定する当該業種の資格(一級国家資格又は同等以上)を有する	0.5	
			上記以外	0	
	CPD(継続学習)	前年度のCPD(継続学習)の取組状況	各団体の推奨単位以上の取得	0.50	
各団体の推奨単位の1/2以上 推奨単位未満の取得			0.25		
地域貢献度	災害活動	災害体制の有無	災害活動の応急工事実施体制が整っている者	1	
			上記以外	0	
	地域精通度 (農林水産部発注の工事施工実績)		【県内企業のみが入札参加する場合(特定JV代表者が県内企業の場合を含む)】 旧市町村管内で工事施工実績(過去15年間)。	【県外企業が入札参加する場合(特定JV代表者が県外企業の場合を含む)】 石川県内に主たる営業所が有る	3
			旧土木事務所管内で工事施工実績(過去15年間)。	—	2
			土木総合事務所管内で工事施工実績(過去15年間)	—	1
			上記以外	0	
	農業への貢献		農業への貢献有り	1	
上記以外			0		
施工体制評価	品質確保の実効性 施工体制確保の確実性		・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 ・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	30	
			上記以外	0	
不正行為	談合等に関する指名停止	平成22年7月28日以降に競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して6ヶ月を経過していない場合		-2	
加算点の合計① 簡易な提案5点+技術力12(15)点+施工体制30点=47(50)点					
JV構成員補正点② Σ{各構成員補正点(5~0点)×各構成員の出資比率}					
JV評価点(①+②)					

(留意事項)

- ・「主たる営業所」とは、建設業許可に係る主たる営業所をいう。
- ・特定JV工事については、代表者により評価した上で、特定JV構成員補正を別紙7-8により行う。
- ・「県内企業」とは主たる営業所が県内、「県外企業」は主たる営業所が県外にあるものをいう。
- ただし、県内に当該業種に係る自社製造工場を有する「県外企業(舗装、橋梁等)」は「県内企業」とみなす。
- ・上記表の(注)については次のとおり。
- (注1)単体または特定JV代表者の石川県内での工事実績(GORINSIに登録可能な発注者での実績)で評価する。
- (注2)単体または特定JV代表者が県外業者で石川県発注工事の受注実績がない場合は、北陸地方整備局発注工事(空港、港湾を除く) または北陸農政局の当該業種の過去3年間の平均点【当該年8月までは北陸地方整備局の前年データが公表されないため過去2年間とする】
- (注3)単体または特定JV代表者が県外業者の場合、石川県を管轄する営業所における取得の有無で評価する。

総合評価方式の評価項目及び評価点(簡易型(Ⅱ):簡易な提案を求めるもの) 漁場事業

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	評点	
技術提案	簡易な提案	発注者が指定した留意すべき項目の記載内容を評価	現場状況等を踏まえた重要な項目や独自の工夫が適切に記載されているものを優位に評価	5	
			優位と中位の中間であるものをやや優位に 現場状況等を踏まえた課題への対応が的確であり、一般的な項目の記載並びに工夫があるものを中位に評価 低位と中位の中間であるものをやや低位に 指定した項目は記載されているが、工夫がないものを低位に評価 現場状況を踏まえた項目の記載がなされていないものを0点に評価		
企業の技術力	同種工事の実績 (特に技術力を要する工事に適用)	過去15年間の同種工事の実績の有無(注1)	石川県内での同種工事の実績有り	(2)	
			上記以外	0	
	工事成績	石川県農林水産部、土木部において、工事成績評定要領に基づき評定を行った工事の過去3年間(1月～12月)の当該業種の全工事成績評定点の平均点(注2)	80点以上	4	
			78点以上80点未満	3	
			75点以上78点未満	2	
			70点以上75点未満	1	
			65点以上70点未満	0.5	
			実績なし 65点未満	0 -2	
	優良工事	石川県発注工事の過去2年間に受けた優良工事表彰の有無(当該業種(【具体的に記述】に限る))	知事表彰1回以上または部長表彰2回以上	1	
			部長表彰1回かつ所長表彰1回以上	0.75	
			部長表彰1回または所長表彰2回以上	0.5	
			所長表彰1回	0.25	
上記以外			0		
ISO認証等 (注3)	ISO認証等の取り組み状況	ISO9001、ISO14001の両方を取得	1		
		ISO9001に加え、いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得	0.75		
		ISO9001、ISO14001のいずれかを取得	0.5		
		いしかわ事業者版環境ISO、エコアクション21のいずれかを取得	0.25		
		上記以外	0		
配置予定技術者の技術力	同種工事の実績 (特に技術力を要する工事に適用)	過去15年間の同種工事の実績の有無	同種工事の実績有り	(1)	
			上記以外	0	
	技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	建設業法第15条第2号イまたはハに規定する当該業種の資格(一級国家資格又は同等以上)を有する	0.5	
			上記以外	0	
	CPD(継続学習)	前年度のCPD(継続学習)の取組状況	各団体の推奨単位以上の取得	0.50	
			各団体の推奨単位の1/2以上 推奨単位未満の取得 上記以外	0.25 0	
地域貢献度	災害活動	災害協定等の締結の有無	広域災害協定及び地区災害協定のいずれにも 協力	2	
			広域災害協定又は地区災害協定のいずれかに協力	1	
			上記以外	0	
	地域精通度 (農林水産部発注の工事施工実績)	【県内企業のみが入札参加する場合(特定JV代表者が県内企業の場合を含む)】 旧市町村管内で工事施工実績(過去15年間)。	【県外企業が入札参加する場合(特定JV代表者が県外企業の場合を含む)】 石川県内に主たる営業所がある	旧土木事務所管内で工事施工実績(過去15年間)。	2
				土木総合事務所管内で工事施工実績(過去15年間)。	1
				上記以外	0
施工体制評価	品質確保の実効性 施工体制確保の確実性		・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 ・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 上記以外	30 0	
			上記以外	0	
不正行為	談合等に関する指名停止	平成22年7月28日以降に競売入札妨害罪、談合罪または独占禁止法違反に関する指名停止措置を受けた者のうち、技術資料提出期限の翌日時点で指名停止の終期の翌日から起算して6ヶ月を経過していない場合		-2	
加算点の合計① 簡易な提案5点+技術力12(15)点+施工体制30点=47(50)点					
JV構成員補正点② Σ[各構成員補正点(5~0点)×各構成員の出資比率]					
JV評価点(①+②)					

(留意事項)

・「主たる営業所」とは、建設業許可に係る主たる営業所をいう。

・特定JV工事については、代表者により評価した上で、特定JV構成員補正を別紙7-8により行う。

・「県内企業」とは主たる営業所が県内、「県外企業」は主たる営業所が県外にあるものをいう。

ただし、県内に当該業種に係る自社製造工場を有する「県外企業(舗装、橋梁等)」は「県内企業」とみなす。

・上記表の(注)については次のとおり。

(注1)単体または特定JV代表者の石川県内での工事実績(GORINSIに登録可能な発注者での実績)で評価する。

(注2)単体または特定JV代表者が県外業者で石川県発注工事の受注実績がない場合は、北陸地方整備局発注工事(空港、港湾を除く)または北陸農政局の当該業種の過去3年間の平均点【当該年8月までは北陸地方整備局の前年データが公表されないため過去2年間とする】

(注3)単体または特定JV代表者が県外業者の場合、石川県を管轄する営業所における取得の有無で評価する。